

S A G A 2 0 2 4 競技施設整備基本方針

平成 27 年 (2015 年) 12 月 24 日
第 1 回 常任委員会 決定
平成 30 年 (2018 年) 7 月 18 日
第 7 回 常任委員会一部改正
令和元年 (2019 年) 5 月 29 日
第 9 回 常任委員会一部改正
令和 2 年 (2020 年) 10 月 23 日
第 8 回 総会一部改正

- 1 競技施設は、可能な限り、県内の既存施設を活用する。
- 2 施設整備を行う場合は、競技運営に支障のないよう計画の段階で関係者と十分に協議するとともに、ユニバーサルデザインに対応する。また、改修等は、真に必要な施設に限定するとともに、住民サービスの向上にも十分配慮する。
- 3 「国民体育大会開催基準要項細則」で定める施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- 4 競技施設の整備は、県の施設は県が、市町の施設は市町が行うこととする。
その他の施設に関しては、関係者と協議し、決定する。